

所定疾患施設療養費の算定状況について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなっています。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

●算定条件

所定疾患施設療養費（Ⅰ）

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費(Ⅰ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費(Ⅰ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ④ 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ④ 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 当該介護保健施設サービスを行なう介護保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

令和2 年度 所定疾患施設療養費 算定実績													所定疾患Ⅰ													
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
尿路感染													1	3	1	4									2	7
肺炎																	1	7							1	7
带状疱疹																									0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4	1	7	0	0	0	0	0	0	3	14

令和2 年度 所定疾患施設療養費 算定実績													所定疾患Ⅱ														
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	
尿路感染															1	7									1	7	
肺炎	2	12			1	3			1	7			1	4	1	3							1	3	7	32	
带状疱疹																									0	0	
合計	2	12	0	0	1	3	0	0	1	7	0	0	1	4	2	10	0	0	0	0	0	0	0	1	3	8	39